

《論文》

スポーツの「価値」の創造とメディア

～スポーツコミュニケーション学科の今日的意義と課題

龍崎 孝

Creation of the Value in Sport and Media

Takashi RYUZAKI

キーワード：スポーツコミュニケーション，インテグリティ，スポーツ基本法，メディア

Keywords：sports communication, integrity, The basic act of sport, media

論文要旨

スポーツ基本法は、国民が様々な形でスポーツに関わる権利を保障している。スポーツ権はスポーツを「する」だけでなく、「支える」「見る」ことも視野に入れた権利だが、国民が最もスポーツに関わる機会の「見る」権利をどのように担保するかには触れていない。憲法の「知る権利」とからみ、メディアの自覚に委ねられているのである。一方で、JSCがスポーツの価値と掲げる「インテグリティ」を脅かすものには、選手やコーチら関係者のみならず、「支える」マス・メディアや「見る」観客等をもその対象となりうる。

国民の「見る」権利を担保し、一方で「インテグリティ」を脅かしかねないマス・メディアとスポーツ相互の関係を分析し、思考性向を明らかにすることが重要である。なぜなら、マス・メディアの方向性が、スポーツの価値の創造に少なからぬ影響を与えるからである。2017年に新設するスポーツコミュニケーション学科は、今後のスポーツと社会の関わりと方向性を明らかにする重要な役割を担っている。

はじめに

2016年8月にブラジルのリオデジャネイロで開催された第31回オリンピック競技大会（以下、リオオリンピックとする）では、日本は過去最

多の41個のメダルを獲得した。日本のマス・メディアが連日報じてきた国別メダル獲得順位の基準になる金メダルの数は12個で、アメリカ（46個）、イギリス（27個）、中国（26個）、ロシア（19個）、ドイツ（17個）に次ぐ第6位と

なった。日本は今回「金メダル14個、メダル総数30個」を目標¹⁾としていたが、大会終了後、帰国直後に行われた記者会見で、日本選手団の高田祐司総監督は金メダルの目標が達成できなかったことに謝罪と反省の意を示し、一方でメダル総数では目標を上回ったことについては「誇りに思う」と述べている。日本オリンピック委員会（以下、JOCとする）が作成するHPのニュース欄では、高田氏の謝罪、反省の言葉そのものは紹介せず、総数が目標を超えたことのみ、明示的に言葉を引用したことは、JOC内には今回の達成成果の「ねじれ」ともいえる結果を、総合的に判断して肯定的に「評価」する意図のある表象と受け取ることができる。日本は2008年の北京大会以降、メダル総数を北京25、ロンドン38、今回41と伸ばしてきているが、さらにJOCは4年後の東京開催時には、金メダル「獲得数3位」を目標²⁾に掲げている。2020年の東京大会の「評価」基準に金メダルの数という、勝敗で計ることの可能な「優劣」を最重視していることは明らかである。

政府は2011年8月に「スポーツ基本法」を制定した。同法では日本におけるスポーツの位相をその前文の中で明らかにしている。前文では、その最後に日本は「スポーツ立国」であると宣言し、スポーツ立国の実現のための施策を行うことを国家戦略と位置づけていることが読み取れる。では一国が未来に向けて繁栄していくための戦略的な「価値」がスポーツのどこに

あるのか。同法は2011年の通常国会で議員立法によって成立したが、その制定の中心になった遠藤利明衆院議員（自民党、前東京オリンピック・パラリンピック担当大臣）は「スポーツは多様な側面をもち、その経済力によって世界にも貢献する」「世界の友好発展と安全保障にも役立っている」とし、スポーツの振興は外交・安全保障、経済発展という、国家の繁栄に直接関わる政治・経済分野においても波及効果を持つという展望が政府内にあることを指摘している³⁾。さらに同法はそうした国家戦略を進める方策のひとつに「競技水準の向上」を掲げ、具体的な手段として「優秀なスポーツ選手の育成」「国際競技大会の招致又は開催の支援」などの条文を同法に盛り込んでいる⁴⁾。つまりオリンピック全般に責任を持つJOCが2020年夏の東京大会で掲げるメダル獲得は、このスポーツ基本法のもとで、JOCというオリンピック統括団体の一目標にとどまらず、もはや国家目標といえるものに格上げされているのである。

2017年度より、流通経済大学スポーツ健康科学部では新しくスポーツコミュニケーション学科が創設される。社会科学系の大学として創立された本学にあって、スポーツ健康科学部の中に、スポーツを、メディアを通じてとらえる領域、すなわち人文知に基づく視座を持ちつつ、社会科学的な分析手法を用いながら、いまや現代社会に大きな影響を持つメディアがスポーツにどのように絡み、よって新たに創出される社会の実相を明らかにすることは、2020年の東京オリンピック・パラリンピックという、時代の

1) 2016年8月1日に日本選手団の高田祐司総監督が記者会見で明らかにした。

2) JOCのHP掲載の2013年10月27日付け、竹田恆和JOC会長インタビューより。同氏は「獲得メダル数」と述べているが、数ではなく順位を目標にしていることから、日本における順位付けの基準になる金メダルの獲得数の意味とみられる。

3) 遠藤利明：スポーツのチカラ。論創社：東京、pp.86-88、2014。

4) スポーツ基本法第3章第3節「競技水準の向上等」第25条「優秀なスポーツ選手の育成等」、第27条「国際競技大会の招致又は開催の支援等」

変革をもたらすことであろう国家的な事業が行われることと相まって、その意義と責任は大きい、と考える。なぜなら、例えば国やJOCという競技「当事者」がメダルの数に示される「勝敗」を「国家目標」と位置づけたとしても、国民という主体によって育まれるべきスポーツの「価値」と意味は、決して勝敗という「優劣」だけで創られるものではないと考えるからである。そしてその創造に影響を及ぼすのがメディアを通じたスポーツと社会、相互のコミュニケーションの有り様だからであり、しかし、その内容を探求する学問的領域の広がりとは深化はまだ十分とはいえない。本学スポーツコミュニケーション学科はスポーツを通じた日本社会の変容をどう分析し、展望するかという新たな学際的「地平」を切り拓くパイオニアとしての責任があるのである。

本稿では国が掲げた、スポーツの「評価」基準とは異なる、国民という主体によるスポーツの「価値」⁵⁾の創造とはどのようになされるのかについて、本学科が今後扱うことになるメディア領域の立場から、その問題意識の抽出と明確化を試みる。

1 スポーツ基本法が示す「見る」 スポーツの位置

スポーツ基本法は、1964年の東京オリンピック

クに先立つ1961年に制定されたスポーツ振興法を受け継ぐもので、議員立法の形で制定された。東日本大震災の復旧・復興が議論されるさなかの、2011年6月に国会の全ての会派の賛成を得て成立、同年8月から施行された。スポーツ基本法の特徴のひとつは、スポーツ振興法にはなかった「前文」が設けられていることである。前文はスポーツの「理念」を明らかにすることが目的とされ、その社会的「価値」や、意義、役割、効果を具体的に明示している。なにより前文では「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人びとの権利」とし、「スポーツ権」という概念を初めて国内法制の中で明示した。同法制定の中心となった遠藤氏は、具体的には「すべての人々がスポーツを『する、見る、支える』こと」と解説している⁶⁾。

前文ではトップスポーツの強化とスポーツの地域普及という二つの課題について、競技力の強化を進めることが、地域への普及に結びつく「好循環をもたらす」との認識を示している。好循環をもたらす主体とは、前文の中で先に指摘したトップスポーツの強化である⁷⁾。文部科学省は「スポーツ立国の実現を目指したスポーツの振興」にかかわる予算、すなわちスポーツ庁の2016年度予算として324億円を計上し、前年度の290億円から11.7パーセントの伸びを示した。このうち、競技力向上にあてる強化費は87億円で、前年度の74億円を13億円上回る、これも17%増となっており、文部科学省の予算が全

5) 本稿では、「価値」はスポーツにかかわる当事者が、相互に認め合うスポーツが生み出す卓越性をもつものを意味する。一方、「評価」とはそのスポーツの「価値」が社会の中で、特にスポーツを受容する側からどのように意味づけられるか、をさす。こうしたとらえ方の根底にはハンナ・アレント (Hannah Arendt, 1906-1975) が『人間の条件』(志水速雄訳、筑摩書房、1994. The Human Condition, The university of Chicago Press, 1958) の中で論じた労働・仕事・活動の考え方を基礎とした。詳しくは5節で論じる。

6) 前掲註3書、p.84。

7) 遠藤氏は前掲註3書の中で、「強化と普及、現実論と理想論があるけれど、まずは現実論として強化を最重要課題として取り上げていこう」と前文における文脈の意図を明らかにしている。2020年の東京大会を念頭に、同法が競技力強化推進に向けた政策展開、予算措置の法的根拠の意味を持つことを示している。

体として減額傾向（2017年度予算，対前年度比0.2%減）にある中で，増額比率から見れば2020年の東京大会に向けて国を挙げての強化を進めているとあってよいだろう。2017年度にはさらに増額される見通しで，文部科学省の「平成29年度予算案」⁸⁾によれば，「競技力向上事業」すなわち強化費はさらに4億5000万円増の91億5000万円に達するほか，「ナショナルトレーニングセンターの拡充整備」に36億4000万円（2016年度は1億9000万円）を計上している。スポーツ庁全体では10億円増の334億円（32%増）となっており，オリンピックに向けた強化方針は継続，推進されていることがわかる。

一方，スポーツ権に内包されるスポーツを「見る」権利はどのように担保されているのか。前文と本則全5章35条からなるスポーツ基本法に明示的に「見るスポーツ」の振興を担保する条文は見当たらない。強いて指摘すれば「第3章 基本的施策」の第12条「スポーツ施設整備等」において「国民が身近にスポーツに親しむことができるようにする（以下略）」ために競技場の整備，運用を行うよう求めている。これは障害者も含めた観客のニーズに対応できるような施設の整備，運用を求めたものといえ，競技場において「見る」スポーツの権利を担保することを求めたものと考えられる。また第18条において，スポーツの普及と競技力の向上を図るために，スポーツ産業の事業者との連携促進を求めている。これらは，スポーツ競技の結果などを，「メディア」を用いて国民に伝達する放送事業者や新聞社，出版事業者などメディア産業との連携も含んでいると考えることができ

る。だが，あくまで協力と連携を促すものであって，政府が主体的に関わる意図はみられない。スポーツ庁の2017年度概算要求の中にもメディア産業との連携に関わる具体的な予算措置は講じられていない。

スポーツを「見る」権利は，具体的には競技場に赴き，そこで行われている競技を自分の目で「見る」ことで行使される場合と，テレビやラジオ，新聞や雑誌，インターネットなどメディア（媒体）を通じて，同時的もしくは事後に「見る（聴く）」ことで行使する，二つの方策が考えられる。競技場において「見る」権利は，スポーツ基本法の中でわずかながらも担保されていると考えられるが，他方メディアを通じて「見る」権利は，基本法の中で国が積極的に担保しているとは読み切れない。放送局や新聞社，出版社などのいわゆるマス・メディアを通じたスポーツの伝達，いいかえれば「報道内容」については国が直接関与できないのは，日本国憲法下の国民の「知る権利⁹⁾」に関することからも明らかである。

つまり一般の国民にとってスポーツ権を行使する手段としての，メディアを通じて知る（見る）権利が，主にマス・メディアという各々の事業者の主体的な意思を通じてのみ担保されているということは，重要である。自らの権利がどのように守られ，履行できるか，それはマス・メディアを中心とするメディアを通じて描かれるスポーツの「像」の実態とその解析を，受け手の国民の側が行うことによるのみ，明らかになってくるからである。そこに国は支援を想定していない。

8) 文部科学省HP 2017年2月20日時点。 http://www.mext.go.jp/sports/a_menu/kaikei/.../1376595_1.pdf より。

9) 憲法12条「表現の自由」は表現活動をおこなうものの自由とともに，受け手の知る自由も保障していると考えられる。

競技場で「見る」スポーツと、同時性を保ちながらもテレビなどメディアを通じて「見る」スポーツは、そこで受容する情報の質、量などが全く異なることは体験的にも明らかである。なぜなら、そこではメディア事業者という、明らかに受け手（オーディエンス）とは異なる主体が介在しており、事業者が伝達内容、すなわち放送や記事というコンテンツ作成にあたって情報の取捨選択を行い、さらには関連情報が付加されたうえで、競技場と視聴者の間に情報の伝達が行われるからである。本稿ではこうした形で提示されるスポーツを「メディアスポーツ」と定義し、さらに「メディアスポーツ」を「見る」という行為について、スポーツ基本法に内意された「見る」スポーツから派生した、「観る」スポーツと呼称する。

2 多数としての「観る」スポーツ

「メディアスポーツ」をどうとらえるか、その分析が必要な理由は、スポーツ権で担保されなければならないスポーツへの関わりの中で「見る」スポーツ、とりわけ「観る」スポーツ

がその多数を占め、国民に最も関連が深い可能性が高いからである。筆者はリオオリンピックが行われた2016年夏以後に、流通経済大学の学生及び茨城（県立高B）、栃木の県立高校（県立高A）の生徒を対象に質問を行った¹⁰⁾。以下、リオオリンピック以降2016年秋までを念頭に、個人が最も印象に残ったスポーツシーンを、どのような手段で取得したのかをたずね、その結果をまとめた。【表1】

アンケートは自由記入方式で行ったため、例えば印象に残ったシーンを尋ねると、日本男子400mリレーの決勝と答える場合や、陸上競技全般と包括的に答える場合など様々であり、日ハム・大谷選手のケースでは「球速165キロを投げたこと」や「2刀流で結果を残したこと」などの回答もあった。これら回答の主旨を大きく逸脱しない範囲で仕分けしたのが【表1】である。最も多かったのはリオオリンピックで4連覇を逃したレスリングの吉田沙保里選手の健闘である。なぜ印象に残ったのかその理由を挙

10) アンケートは筆者が学内でやっている講義の受講学生、および高校と大学の連携教育の一環としての模擬授業を受講した高等学校の生徒を対象にした。

【表1】 2016年夏以降で印象に残った競技シーンはなにか

| | 印象に残ったシーン | 全体 | RKU | 県立高A | 県立高B |
|---|-----------------|---------|-----|------|------|
| | | (人) 146 | 42 | 36 | 68 |
| 1 | 吉田沙保里選手、決勝で敗退 | 18 | 6 | 8 | 4 |
| 2 | 男子400mリレーで銀メダル | 16 | 5 | 1 | 10 |
| 3 | 日ハム・大谷選手の活躍 | 10 | 2 | 0 | 8 |
| 4 | 体操男子が団体が金メダル | 8 | 0 | 3 | 5 |
| 4 | 卓球団体女子が銅メダル | 8 | 3 | 2 | 3 |
| 6 | 日本シリーズ、西川選手の満塁弾 | 7 | 0 | 0 | 7 |
| 7 | 甲子園で作新学院高が優勝 | 6 | 0 | 6 | 0 |
| 8 | 日本シリーズ 日ハム対広島 | 5 | 0 | 0 | 5 |
| 8 | ボルト選手が3連覇 | 5 | 2 | 0 | 3 |
| 8 | リオ陸上競技全般 | 5 | 0 | 0 | 5 |

げさせると、勝敗の結果以上に、敗退後のインタビューで号泣しながらカメラに向かって「お詫びする」姿に強烈な印象を抱いた学生・生徒がほとんどであった。責任感を称える意見や、世間の過剰な期待が彼女にお詫びの言葉を言わせたのではないか、という見方もあった。一方で、陸上男子400mリレーの銀メダル獲得については、競技力向上に向けた可能性の広がりや、外国人選手に負けない結果への称賛など、前人未到の記録と努力を評価する意見が多数である。また卓球女子団体の銅メダルについては、結果への注目以上に、「初めてじっくり卓球競技を見たが、そのスピード感に驚いた」といったこれまであまり接してこなかった競技そのものへの驚き、発見を指摘する意見があった。今大会の健闘によってマス・メディアへの露出が増えたことの裏返しであろう。

今回のアンケートはひとつの傾向を把握するものだが、受け手（オーディエンス）側の興味関心は、競技の優劣だけに注がれているものではないこと、さらには競技以外の選手の立場や背景が心情にどのように影響したかなどが、競技への関心に影響を与えていることが把握できる。

【表2】はこうした印象に残ったスポーツシーンの情報をどのように入手したのかを尋ねたものである。146人の中で複数回答した者もいたが、最も使用したツールは圧倒的にテレビであった。さらには学生生活で日常的に携帯し利用しているスマートフォンなどから得るインターネット情報が流通経済大生では比率が高かった。また競技場で「見た」と答えた学生・生徒がいたが、日本国内の競技会を見たのであって、質問を行った学生・生徒の中でリオデジャネイロに行き、実際にオリンピック競技を「見た」者は一人もいない。多くの学生がリオ

デジャネイロにおける日本や各国のアスリートの活躍についてメディアを通じた競技の生中継、もしくは事後のニュースを「観る」ことによって情報を得て、感動や疑問などそれぞれの心象が形成されていったのである。

そして今回、その心象形成に大きな影響を与えたと思われるメディアを通じたスポーツ情報の取得というあり方は、大方の国民にとっても同様であったと考えられる。ビデオリサーチ社はリオデジャネイロオリンピックの放送の視聴率を公表している¹¹⁾。テレビ界において「高視聴率」といわれる10%以上の放送番組は、8月5日から22日、つまり大会前日から翌日までの18日間で114番組（1日平均6番組）、20%を超えた番組も12番組に上った。特に20%を超えた「超」高視聴率番組は、8月6日の開会式2番組、7日の日本初の金メダルとなった水泳男子400メートルメドレーなど水泳競技4番組、9日の男子体操の団体金、14日女子マラソン、15日卓球女子団体が準決勝でドイツと対戦、18日はレスリング女子で伊調馨選手が史上初の4連覇達成、そして21日の男子マラソン2番組である。大会期間中を通じて1000万から2000万人以上が同時に視聴した「メディアスポーツ」が連日存在したことになる。もちろん、こうした単独で高視聴率を獲得した番組の他に、視聴率10%に満たないがニュースや情報系番組でもオリンピック報道はなされており、国民はテレビを観ている限り¹²⁾、始終「メディアスポーツ」にさらされていたことになる。

11) <http://www.videor.co.jp/rio/index.htm> (2016年11月23日時点)

12) 中にはこうした情報を「人づてに聴いた」というケースも一例あった。鳥でライフセービングに従事していたためテレビのない環境下におり、情報源となった人物も、ラジオで聴いた、という。

【表2】印象に残った競技シーンはどのように取得されたのか

| 印象に残ったシーンをどのように取得したか | 全体 | RKU | 県立高校A | 県立高校B |
|----------------------|-----|-----|-------|-------|
| | 146 | | | |
| テレビ | 127 | 35 | 31 | 61 |
| インターネット | 13 | 5 | 3 | 5 |
| 競技場（現地） | 3 | 1 | 2 | 0 |
| 新聞 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 人づてに聞く | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 未回答 | 2 | 1 | 0 | 1 |
| （複数回答あり） | | | | |

3 マス・メディアがとらえるスポーツの「価値」と権力

共通のルール、条件の下に競い合うスポーツにおいて、その勝敗を争うことは必然ではあるが、勝敗だけがその持つ「価値」を決める要因ではないこともまた自明である。前項であげた高視聴率の番組は、必ずしも日本選手が「金メダル」を獲得した状況を伝えた番組ではない。日本選手が上位の結果を残せなかった男女のマラソンが20%以上の視聴率を得たことは、結果以前に視聴者が「観る」動機づけがなされていたことや、結果以上のなにかを期待する視聴者がいることを物語っている¹³⁾。活字メディアにおいても、結果だけで扱いを決めるものではない。

リオオリンピックで日本人初の五輪4連覇を目指した女子レスリングの吉田沙保理選手は決勝で敗れ、銀メダルという結果に甘んじた。だが、その敗退を報じるマス・メディアは吉田選手の敗北の結果に「金以上の銀」という見

出しをつけた¹⁴⁾。そのマス・メディア上の「評価」は史上初の4連覇を同時に目指し、結果が伴った伊調馨選手とおおむね遜色ないものだった。大会結果をまとめたマス・メディアの「総集編」を見ると、スポーツグラフィック誌『Number plus』（文藝春秋社、2016年10月）では伊調選手と吉田選手はともに見開き写真とカバーストーリーを掲載し、同じ扱い、分量である。『週刊朝日増刊 リオオリンピック総集編』（朝日新聞社、2016年9月）では、冒頭特集「祝祭の記憶」の中で、女子レスリング選手を扱うコーナーのひとつとして伊調選手（見開き2頁写真）の次に1頁相当で落涙する吉田選手の写真が掲載されたが、他の女子レスリング金メダリスト（登坂、土性、川井各選手）よりは先に扱われている。一方、サンデー毎日2016年9月16日増刊『リオオリンピック全記録』（毎日新聞社）では見開き2頁に4連覇に挑んだ吉田、伊調2選手の写真を各2枚ずつ掲載している。【写真1】しかしその掲載写真は吉田選手の方が格段に大きく、4枚の写真総面積の比率では3：1と、伊調選手を「圧倒」している。これらの事例は、つまり結果に至る過程の

13) オリンピックにおける協議内容を伝えたテレビの番組が、何をどのように伝えた結果国民（視聴者）の関心を招いたかについては稿を改めて、検討したい。

14) 2016年8月19日付毎日新聞朝刊。



(サンデー毎日2016年9月10日増刊)

【写真1】『リオオリンピック全記録』 pp.46-47

内容によって、その金メダルや銀メダルという結果の「価値」は、結果そのものとは異なる意味を持ちうることを示している。

だが、「結果に至る過程の内容」は、誰が、どのように位置づけるかは重要である。国家の政策目標となった競技の結果、すなわちメダルの「色と数」という絶対的な「評価」基準とは異なる「価値」はどのように見いだされるのか。先の例でいえばスポーツ専門の雑誌メディアの特集である『Number plus』は、金メダルと銀メダルに至る各々の「ストーリー性」において伊調選手と吉田選手を実質同列に扱い、『週刊朝日増刊 リオオリンピック総集編』は3人の初の金メダリスト以上に、銀メダルという「敗者」の吉田選手のここまでの「歩み=歴史」を

重視した。一方毎日新聞の『リオオリンピック全記録』は写真の扱いというレイアウトの中に、勝者以上に「敗者の美」を称える意思が織り込まれている。

JOCや国が、国別第3位以上とする2020年の東京オリンピックの目標は、これまでの通例でいえば「金メダルの数が世界3位以上」と同義語であり、メダル総数が第3位以上という意味には解さない。もしメダル総数が「評価」基準ならば、日本全体に各競技の強化がまんべんなく進んだことも背景にあると考えられるため、スポーツ基本法が前文で掲げた2大目的、すなわち強化のみならず普及も進んだ結果と受け取れることも可能であるが、金メダル数を目標にとらえる限りは、「優勝劣敗主義」が潜在的にあ

ることを物語っている。2016年秋に、政府は伊調馨選手に国民栄誉賞を授与した。今回4連覇を逃した吉田沙保里選手には2012年のロンドンオリンピックで3連覇した段階ですでに国民栄誉賞が授与されており、その際に同じ3連覇の伊調選手には与えられなかった。オリンピックでは同等の成果を上げてきた伊調選手は4年以上「遠回り」し、吉田選手を上回る結果を出して、ようやく「評価」されたことになる。吉田選手の「先行受賞」は、同時に達成した世界選手権10連覇なども併せて考慮した、とされているが、政府から明確な「評価」基準を示されているわけではない。一方で、マス・メディアがリオオリンピックでの結果を経て甲乙つけずに紙面化した伊調、吉田選手がもたらした「価値」への「評価」は、言い換えれば、吉田選手に対して銀メダルという結果以上の「価値」があると「評価」していることでもある。

社会の側により高い「評価」があるから、銀メダルという結果以上の紙面扱いになったのか、それともこうしたマス・メディアの扱いが、結果として社会の「評価」を高めることになっているのか、その双方が相互作用しているのか、これらの過程を明らかにしていくことは重要である。なぜなら伊調・吉田選手それぞれへの国民栄誉賞授与の時間差という明確な較差をもって形に現れた政府による「評価」の実例は、政府という権力がスポーツやその競技者、結果をどう「評価」するかということに、マス・メディアの伝達内容が少なからず影響を与えていることを示唆しているからである。

4 スポーツ・インテグリティが内包する課題とメディア

スポーツに関わる人びとは、スポーツの「価値」をどのようにとらえようとしているのか。2020年の東京オリンピックをめぐる日本国内の環境は、半世紀以上前に行われた1964年東京大会とは大きく異なっている。第二次世界大戦の敗戦から19年を経て行われた同大会は、単に国際的な一大競技会を日本が開催することのみならず、戦後国際社会に復帰した日本をめぐる内外の評価と不可分でもあった。そのことは、主催するJOCや東京都、日本政府が大会をどう位置付けたかというのみならず、例えば多くの文学者がその意味を綴ったその文章表現¹⁵⁾からも、大会を歴史的な節目ととらえる、ある種の高揚感の中で執り行われたと受け止めることができる。

だが、2020年東京大会においては、新国立競技場の建設計画見直し、大会エンブレムの撤回と再決定、さらには東京招致をめぐる海外エージェントへの巨額な支払い疑惑など、実施計画の見通しの甘さや、開催過程をめぐる透明性の欠如は、国民にオリンピック招致の過程に対する疑問を生じさせたばかりか、大会の成功に向けた国民の熱意を奪い続けている。2013年9月の招致決定時における国民の一体感もはやないと言ってよいだろう。さらにオリンピック競技にとどまらず、2016年に発覚したスポーツ選手の賭博行為への参加、運動系部活動における指導教員による体罰の頻発などは、ドーピング問題と並んで、スポーツ界を取り巻く問題がい

15) 文学者が記した東京大会の意味については『東京オリンピック 文学者の見た世紀の祭典』講談社、2014. を参照。

まなお恒常的に、そして構造的に存在していることを露呈したともいえる。

ゆえに、2020年を前に、スポーツに携わるものすべてが、なぜスポーツが社会にとって有益なのかを自ら明らかにする局面にさらされているといえる。「ポスト2020」を念頭にスポーツが社会の中でどうあるとするのかを、自問自答することが求められているのである。

勝田隆は近年ヨーロッパを中心に、スポーツの価値を守るという意味から「インテグリティ (integrity)」という言葉が用いられるようになったと指摘している。そのうえでintegrityの持つ概念を3つに区別し、①人格の形容および特性、②完全な状態、③(その語源から)「触れられていない」「無傷な」というニュアンス、と述べている¹⁶⁾。ただ、日本語に訳することは難しい、とし①については〈高潔、誠実、清廉、真摯、正直、品位〉、②では〈完全、統合、健全、整合、無矛盾、一貫〉などが日本語訳にあてられている。①についてはスポーツに携わる競技者や支援者の個人に求められる資質ととらえることができる。一方②はスポーツを取り扱う組織やその機能のあり方を問う概念とみることができるだろう。日本国内では、日本スポーツ振興センター(以下、JSC、とする)がスポーツにおけるインテグリティについて定義している¹⁷⁾。それによればスポーツにおける「インテグリティ」とは「スポーツが様々な脅威に欠けることなく、価値ある高潔な状態」を指す、としている。

JSCの内部ユニットがスポーツにおける「イ

ンテグリティ」をどのように定義したか、その表現から、スポーツがいまどのような問題にさらされているか、JSCの認識を読み取ることができる。そこには、スポーツに、負の影響を与える外因が種々存在し、「脅威」と表現するほどの強い負荷をかけているという現状認識が見て取れる。今一つは、守らなければならないのはスポーツが持つ「高潔性」であるが、その「高潔性」は「価値」がなければならないこと、さらにはその「高潔性」は完全な(「欠けることのない」)ものでなければならないこと、という認識である。先に指摘したintegrityの持つ日本語の意味からすれば、個人の資質に属する「高潔さ」や組織の在り方に属する「完全性」はintegrityという概念そのものであり、integrityに影響を及ぼす要因ではない。ならば、スポーツ・インテグリティを取り巻く「脅威」とは、「高潔性」が内包するとした「価値」をめぐる外部からの働きかけに他ならない。スポーツが持つ「価値」は外部からの働きかけによって変動する惧れがあるという認識である。ならば、インテグリティを担保するスポーツが持っている「価値」とはそもそもなにか、そしてだれがどのように決めるのかという課題が浮上する。

JSCの「スポーツ・インテグリティ・ユニット」は、スポーツ・インテグリティを脅かすものについて〈ドーピング、八百長・不正操作、チート行為、ハラスメント、人種差別、贈収賄、自治に対する外部からの圧力、ガバナンスの欠如〉を例として挙げている。これらの「脅威」を防ぐ活動として、ユニットを、「アンチ・ドーピング」「スポーツ相談(暴力事案への対応)」「くじ調査(違法賭博、八百長行為対策)」「ガバナンス(スポーツ団体へのガバナンス強化)」の4グループに分けて、啓発・防止活動

16) 勝田隆:「スポーツ・インテグリティ」とは何か、現代スポーツ評論, 32: pp.42-43, 2015.

17) JSCは2014年4月、内部に「スポーツ・インテグリティ・ユニット」を設置し、同問題に関わる活動を公的かつ組織的に行うことを目的としている。

やモニタリング・調査を行っている¹⁸⁾。勝田はこの「脅威」の実例をさらにスポーツを「する」「支える」「みる」という関わりの次元から分類した。それによると、脅威を与える行為主体の次元として〈する－アスリート〉〈支える－コーチ、審判、医科学支援スタッフ、スポーツ団体、メディア、保護者、その他（アトラージュ）〉〈みる－観客、サポーター、視聴者〉と分類している。ここで、スポーツのインテグリティを脅かす主体は「アスリートやコーチだけではない、ということを再認識することが必要」と勝田は指摘している¹⁹⁾。

つまり、本稿での問題意識から抽出すれば、スポーツのインテグリティに外部から影響をもたらす主体として、〈メディア〉²⁰⁾が存在し、そのメディアが伝達の対象とする〈視聴者〉もまたインテグリティを脅かしかねない存在であると勝田は指摘していると理解することができる。

勝田の分類によれば、スポーツはもはやスポーツを「する」人だけで成り立つものではない。スポーツのインテグリティを維持していく責任は〈支える〉メディアや〈みる〉国民＝視聴者の側にもあるといえよう。「見る（観る）」権利に伴う、インテグリティを守る責任＝言いかえれば、スポーツの「価値」を創造していく責任がある。だからこそ、特にマス・メディアが視聴者に伝達する放送や記事の内容、そして活字化もしくは放送するにふさわしいと判断し

たうえて、その伝達内容の基底に潜み込ませたマス・メディアがとらえるスポーツの「価値」と、視聴者がスポーツに求める「価値」、それぞれの相互作用にかかわる検証が必要とされるのである。

5 ハンナ・アーレントの視座からとらえたスポーツの政治性

古代オリンピックを復活させたクーベルタン男爵（1863-1937）²¹⁾は、近代オリンピックの競技種目を決めるにあたり、団体競技よりも陸上などの個人競技を重んじ、また競技の参加者は男性に限ることを主張したことは、有名である。古代オリンピックが行われたギリシア時代にあつて、オリンピックに参加を認められたのは優れた身体能力を持ったポリスの代表であったからだ。しかも、その代表とは「人間」でなければならなかった。「人間」とは、古代の奴隷や家僕ではなく、家を代表してポリスの中で相互に認められる「仕事（work）」を持ち、ポリスの政治や政治的共同体の議論に参画することがもとめられた市民のことであり、そこには「人間」が備えるべきありよう、基礎が備わっていなければならない。ハンナ・アーレントはギリシア・ローマ時代に、人が自由に、政治にかかわっていくために必要とされた文法、論理学、修辞学などの教養を身につけていることをラテン語の〈humanitas〉、すなわち「人間らしさ」〈フマニタス〉ととらえ、〈フマニタス〉を備えたひとを「人間」と称した。つまり「仕事」を持ち、ポリスの行方に関わる議論を尽く

18) JSCのHP、<http://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/516/Default.aspx>より。2016年11月27日時点。

19) 前掲註16、pp.49-50。

20) 勝田がとらえる〈メディア〉はテレビなどのマス・メディアのほか、SNSなども対象と考えられる。一方で〈視聴者〉に対応する〈メディア〉はその大半はマス・メディアが対象とするのが妥当であろう。

21) Pierre de Fredey, baron de Coubertin. 国際オリンピック委員会第2代会長。近代オリンピックの始祖といわれる。

すことがもとめられ、相互に認められた市民のことである。つまりオリンピックとは身体的に優れているだけでなく、同時にポリス政治に参画する〈フマニタス〉な教養人でもあった。それは現代に用いられる「ヒューマニズム」の根本²²⁾であるともいえる。

一方近代においては新しい要素が付け加わることになる。スポーツそのものの起源をどこに求めるかは、様々な見方が存在する²³⁾が、現代の競技スポーツが現在の形に整うまでの源をイギリスに求めることができるだろう。スポーツがイギリスで洗練され、定着していく過程にあって、スポーツに求められたのは帝国主義下における植民地経営のための人材育成の必要性であった、という指摘²⁴⁾は興味深い。広瀬一郎は、植民地経営に赴く人材には、強固な体力と勇気が求められ、さらに本国の裁量を仰がずとも決断する力と実行力が備わっていなければならない、その資質を涵養するのが競技スポーツであった、としている。さらにそこでの課題達成のためには、人の目がなくとも決してごまかさない「誠意」と「正直さ」が必要であり、組織を引っ張る「リーダーシップ」が求められた。これらを鍛錬するために、遊びがスポーツに編成されなおした、と述べている。アスリートであるための基底に、古代の〈フマニタ

ス〉＝自由を担保する議論に加わるための教養の存在が不可欠であるとすれば、近代のナショナリズムは帝国主義の完遂という国家の要請として、スポーツに〈integrity〉を強く求めたのである。

アーレントは、ナチスドイツのユダヤ人迫害はなぜ引き起こされたのか、ひとはなぜ非人間的な、残酷な仕打ちを行いうるのかについて考察を重ね、『全体主義の起源』²⁵⁾や『エルサレムのアイヒマン～悪の陳腐さについての報告』²⁶⁾などを著わした。個々の人間が深い洞察や葛藤もなく、善悪の判断もない、人間性を失うような行動に走り、人びとがみなその陥穽にはまっていくことの危うさを指摘し続けたアーレントの追求は、「国家」という権力がスポーツに向ける「まなざし」への警戒と、スポーツに国民（観衆）がなにを求め、どのように受け入れ、どのような評価を醸成していくのか、という筆者の問題意識の根底にある。それらは、明治から昭和の初めにかけての帝国主義下の日本にあって、スポーツがどのような役割を国家から期待され、国民にどのように受容されてきたのか、という歴史の延長上にとらえる必要がある。そしてメディアがどのように利用され、新聞や放送というマス・メディアが意識的に、もしくは習慣的、言い換えれば生理的に協力、助長しているのではないかという視点を併せ持たなければならない。

古代オリンピックが備え持っていた〈フマニ

22) 仲正昌樹はルネサンス時代の「ヒューマニズム」を、古代の「フマニタス」を身に着けたうえで自らの人格を磨くことを目指した、としたうえで、現在の「人間の本性」を尊ぶ「ヒューマニズム」にも「一個の人格として自律し、理性的に思考できる『人間』であることを前提にしている」点で、部分的に継承されている、と述べている。〔今こそアーレントを読み直す〕講談社、2009、pp.74-75)

23) 稲垣正浩はスポーツの起源について、ヨーロッパでは「遊び」や「仕事」からの派生とみるのに対し、東洋では「呪術」や「舞踊」からの派生と考えることもできる、と指摘している。

24) 広瀬一郎：東京オリンピックに求められるのは国民国家の次の姿ではないか。Journalism 314：pp.33-34、2016。

25) ハンナ・アーレント、大久保和郎他訳：全体主義の起源。みすず書房：東京、1981。Hannah Arendt: The origins of totalitarianism, Mariner Books, 1973.

26) ハンナ・アーレント、大久保和郎訳：エルサレムのアイヒマン～悪の陳腐さについての報告。みすず書房：東京、1969。Hannah Arendt: Eichmann in Jerusalem, Viking Adult, 1963.

タス〉が、国家からの要請ではなく、個人の意思によって備え持つものであったことは、いまもオリンピック憲章が、オリンピック競技は国家の争いではない、と明言している²⁷⁾ことに反映されている。翻って、近代にあって競技スポーツに求められた〈integrity〉とは、国家のありようと深く結びついていた。だが、いずれもその視野の中に政治を収めていたということは、同時に、社会に参加する主体（自由な個人＝人間）の内面を構成する重要な要素として、スポーツが社会の中ですでに定着していたと言い換えることができるだろう。なぜなら、政治とは、社会を構成する各主体間の調整にほかならないからであり、スポーツはその主体と一体不可分のものであったからである。

6 終わりに～スポーツをめぐる「価値」「評価」とメディア

アーレントは、古代都市国家における人間の営みを「労働 (labor)」「仕事 (work)」「活動 (action)」に区別した。「労働」は肉体を維持し、生きていくために必要な自然的な営みを指し、「仕事」はポリスの世界にあって、同様の価値感覚を備えた人びとの間で認められる卓越したものの「価値」を生み出す、人工的な営みを意味した。そしてなにより、多様な考えを反映するために意見を戦わせ、議論を行うという他人の精神に働きかける「活動」を重視した。古代において「労働」は家人や奴隷が受け持つ仕事であったが、現代において私たちは「労

働」と「仕事」はほぼ一体化しているであろう。だからこそアーレントは卓越性という「価値」を兼ね備えた人間の「活動」こそ、社会が単一した方向性に同調すること、つまり全体主義化を阻止するうえで重要だと考えたのである。

改めてアーレントの視座からスポーツをとらえ直せば、かつてスポーツがアマチュアで構成されていた時代は、「労働」＝職業と「仕事」＝競技は厳密に切り離されていたはずである。そして「活動」はまた、個人が多様な取り組みをする中のひとつの社会的な営みとして、「労働」や「仕事」とは別途存在することが可能だった。だが、高度な競技力を求められる現在では、多くの競技でプロ化の流れが加速し、競技そのものが「労働」であり「仕事」であり、一体不可分なものになりつつある。ゆえに、これからは競技者自身の、競技を通じた「活動」、つまり観客や視聴者の精神への働きかけがより重要になってくるのではないかと考えられる。なぜなら競技の卓越性＝勝敗が、競技者の意思とは関わりなく国家や社会に利用され、かつ明示的に宣言される時代が来ているからである。競技の卓越さというスポーツの世界における「価値」が、社会にある受け手側（国家や観衆）に一方向的に「評価」されるのではなく、自らの「活動」、つまり社会への働きかけによって、「評価」を定める議論に参加していく作業がなくてはならない。それは例えばオリンピックに際して、国民から応援していただく、という認識、受け止め方ではなく、オリンピックへの参加を通じて、社会の創造に向け、国民になにを働きかけるのか、つまりオリンピックに参加しているという自らの行為の意味を、競技者自ら考えることが不可欠である。加えて、競技者などスポーツに関わる主体そのものが社会に

27) オリンピック憲章 第1章オリンピック・ムーブメント 第6節オリンピック競技会第1項に「オリンピック競技会は、個人種目または団体種目での選手間の競争であり、国家間の競争ではない。(以下略)」と定められている。

語りかける言葉，すなわち手段としての媒体＝メディアを自覚し，そして用いることが求められるのである。そうした「活動」の繰り返しが，スポーツが政治権力にとられることのない，さらに権力やマス・メディアに誘導される社会（の空気）に左右されることのない，自由な意思の下で行われた競技による卓越性という，自らの世界が構築した「価値」を維持し，適正に「評価」することになる。もちろんそこでは，媒体としてのマス・メディアにはスポーツ界の「価値」と社会の「評価」を巡る乖離を相対的にとらえ，修正，もしくは補強していく，という役割が浮上する。

一面，国家の意思が反映した歴史的な流れを持つ〈インテグリティ〉という「価値」と，アスリートの基底であった人間らしさ〈フマニタス〉という「価値」とは決して対立するもので

はない。むしろ〈インテグリティ〉の中にどれだけ〈フマニタス〉なものが内包されているのかが，重要なのである。スポーツコミュニケーション学科において，スポーツをメディア領域からとらえるということは，こうしたスポーツが生み出す「価値」がどのように創造され社会に包摂されていくのか，その歴史性を踏まえながら構造分析し，次代の方向性を解明していくという，すなわちスポーツが重要な構成要件となる新たな社会を創造する作業なのである。

参考文献

- 稲垣正浩：スポーツする身体を考える。叢文社：東京，2005
高島航：軍隊とスポーツの近代。青弓社：東京，2015
仲正昌樹：ハンナ・アーレント「人間の条件」入門講義。作品社：東京，2014